

令和4年第3回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和4年9月15日 午前10時05分開議

1. 出席議員 10名

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 山本 | 豊君 | 2番 | 佐川 | 洋司君 |
| 3番 | 高橋 | 利彰君 | 4番 | 牧山 | 龍雄君 |
| 5番 | 高橋 | 稔君 | 7番 | 諸岡 | 周示君 |
| 8番 | 服部 | 隆君 | 10番 | 星野 | 初英君 |
| 11番 | 大野 | 佳美君 | 12番 | 宮本 | 秀樹君 |

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

| | | | |
|----------|---|----|------|
| 町 | 長 | 野澤 | 良治君 |
| 総務課 | 長 | 諏訪 | 洋一君 |
| 企画財政課 | 長 | 北澤 | 雅志君 |
| 農政課 | 長 | 寺崎 | 光則君 |
| まちづくり推進課 | 長 | 坂本 | 紀幸君 |
| 秘書広聴課 | 長 | 小島 | 孝裕君 |
| 危機管理監 | | 野澤 | 茂君 |
| 教育 | 長 | 鈴木 | 裕之君 |
| 教育委員会事務局 | 長 | 足立 | 誠君 |
| 町民課 | 長 | 石山 | 茂樹君 |
| 上下水道課 | 長 | 香取 | 秀一君 |
| 都市整備課 | 長 | 仲代 | 直人君 |
| 福祉課 | 長 | 吉田 | 茂久君 |
| 会計課 | 長 | 山田 | さつき君 |
| 税務課 | 長 | 石山 | 哲也君 |

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和4年9月15日（木曜日）

午前10時05分開議

議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程4. 議案第2号 河内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第5号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程8. 議案第6号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第7号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程10. 議案第8号 河内町教育委員会委員の任命について
- 日程11. 認定第1号
 - (1) 令和3年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
 - (2) 令和3年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - (3) 令和3年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - (4) 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - (5) 令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
 - (6) 令和3年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定認定第2号 令和3年度河内町水道事業会計決算の認定
- 日程12. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第3号
- 日程6. 議案第4号

- 日程 7. 議案第 5 号
- 日程 8. 議案第 6 号
- 日程 9. 議案第 7 号
- 日程10. 議案第 8 号
- 日程11. 認定第 1 号
認定第 2 号
- 日程12. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 05 分開議

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定いたしました。

○議長（牧山龍雄君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許可します。

1、子供食堂について、マイナンバーカードについて、稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化における町の対応については、星野初英君からの質問です。

2、新型コロナワクチンについては、佐川洋司君からの質問です。

3、防災対策について、農業振興策について、第 2 期河内町総合戦略については、諸岡周示君からの質問です。

4、ADHD（注意欠如・多動症）について、河内町の今後の展望については、服部隆君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英です。通告に従いまし

て一般質問を行います。

新型コロナウイルスの終息がまだ見えない中、これからの生活をどのように考えていくか、今、世の中は新しい日常、新しい未来の構築に向けて進み始めようとしています。密を避けるため、新たな対策や、コロナ禍の中でも心を充実させて生きるためには、今後どのように進めていくことが大切なのかを模索しております。

今回は、各地域で既に取り入れております子供食堂についてと、現在、防災無線でも流れておりますが、マイナンバーカードについて、そして最後に、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化における町の対応についての3項目を質問いたします。

詳細は自席にて行いますので、担当課長、町長の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 初めに、子供食堂について質問いたします。

子供に無料または低額で食事や居場所づくりの提供をする子ども食堂が誕生して約10年、地域のボランティアによる運営で全国6,014か所以上に広がり、日本の未来を育てています。この4年間で、毎年100か所以上増えているようです。

子ども食堂は、経済的に困っている家庭だけでなく、子供なら誰でも来ることができます。さらに、地域の高齢者と一緒に食事をしたり、若い方がボランティアで参加したり、多様性に富んでいます。人間関係の希薄化が進む現代にあって、子供の食を支えるという福祉的なマインドを持ちながら、同時に地域のつながりの窓口にもなるのが、子ども食堂の強みです。食べられない子が行くところと見られてしまうと、本当に困っている子供たちも通いにくくなります。

子ども食堂は、食育の場であり、人と一緒に温かな食事を囲む機会をつくり、地域のコミュニティの中で子供の居場所を確保するものであります。より多くの人が癒される居場所づくりの実現です。子供だけでなく、ひとり暮らしの高齢者や地域の方も支えて、利用者もスタッフも幸せになれるような場の提供だと思います。

そこで、お伺いいたします。

子ども食堂を町と地域の人が一つの方向性を持ちながら進めていく居場所づくりに対する町の考えを吉田福祉課長、お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員の御質問にお答えします。

子供が家でも学校でもなく、自分の居場所と思えるような場所で、学習支援や生活習慣の習得支援、遊びの場や食事の提供等を実施する施設で、孤立や孤独の解消、その他、地域活性化や交流の場とすることを目的に、子供の居場所づくりが推進されております。本町において、特に子供の居場所づくりとうたっておりませんが、例えば、放課後児童クラブや寺子屋かわちなどが、これに相当するものと考えます。

御質問の子ども食堂のような取組は実施しておりませんが、今後、子供の居場所づくりについて利用希望のニーズが高まり検討する際は、子ども食堂も含み、委託運営できるボランティア、民間団体等について検討してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 2回目の質問に移ります。吉田福祉課長、ありがとうございます。

現実には我が町においてどのようにすることができるのか、私なりに考えてみました。河内町のボランティアを行っている方々を見ますと、1人の方が幾つものボランティアを行っているのが現状です。新たなボランティアを立ち上げるのは大変だと考えました。河内町らしい居場所づくりができたらいいのではと考えます。

例えば、今はコロナ禍ということでお休みしていますが、さつき会のボランティアが月に2回、独居老人へのお弁当配達をしております。少し前までは1回に120食ぐらい作っていましたが、現在は80食前後と把握しております。その月に2回の配食サービスのうち、月に1回を、配食している方のほかに、その作っている場所に来られる方は、食事をしながらいろいろなお話をしたり、悩みを聞いてあげたりする居場所づくりになれたらいいのではと思いました。

いろいろな問題があると思います。配食は、主に金曜日です。それでは子供たちが参加できないですから、その辺もできれば話し合って、みんなで知恵を出して協力していただければ何とかできるのではないかと考えましたが、予算とかいろいろあると思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体やその他のボランティア団体の会員様は複数所属している方が多く、本町の高齢者に対する生活支援、介護予防に御尽力いただいております。感謝申し上げます。

御提案のさつき会による配食サービスを活用し、御近所の高齢者やお子さんに集まっただけ、高齢者、子供、ボランティアと食事をして触れ合えば、孤食や孤独などの解消になると考えます。

今後、団体の皆様の御協力を得られれば、実施に向けて協議してまいります。実現できれば、ボランティア引退後、実施していた皆様が、今度は事業の参加者として楽しんでいただければと思います。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。福祉協議会または教育委員会、そし

て福祉課をはじめ、さつき会のボランティアの方々も含めて、いろいろな課題に対して意見を出し合い、話合いの場をつくっていただきたい。ぜひそれを進められればと思っております。

先ほどの吉田福祉課長の答弁の中にもありましたが、行く行くは、そのボランティアで協力してくださっている方も対象者になってまいります。私もそうです。御近所で誘い合ってきていただければいいのですが、どのぐらいの方が利用されるか分かりませんが、当面はつつみ会館の近くの方が中心に集まっていただくようになると思います。子供、高齢者の方々の居場所づくりを、ぜひとも河内町らしい居場所づくりを考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについての質問をいたします。

マイナンバーカード制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正を実現する重要なインフラです。これらの機能を十分発揮させるため、マイナンバーカードが不可欠です。

マイナンバーの取得促進には、個人情報保護や個人情報管理の心理的な不安の払拭も大切です。マイナンバーカードには税や年金などの個人情報などは記載されておらず、他人にマイナンバーを知られても個人情報を調べることはできないと、高いセキュリティーが確保されているとお聞きしております。しかし、このような安全性についても十分な理解がされていないようです。

そこで、今、河内町のマイナンバーカードの普及状況とマイナポイントの利用についての現状を石山町民課長、お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきまして、国民の利便性を高め、効率化をし、公平かつ公正な社会インフラを形成し実現するために、マイナンバーカードの普及は重要と考えております。しかしながら、マイナンバーカードの普及状況につきましては、全国、県内でもまだまだ低い状況でございますが、当町につきましても交付率は32%にとどまっており、県内でも一番低く、普及が進んでいない状況でございます。

理由といたしましては、様々な手続等のオンライン化などを含め、これまで国で進めるマイナンバーカードの機能に対しまして、我々自治体の体制整備が追いついていない状況もあり、マイナンバー制度が利用者の視点からは見えづらいものであったとも感じております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 石山町民課長、ありがとうございました。

実は、うちの主人もまだ作っていないのが現状です。なかなか皆さん興味がなく、利便

性を感じないということで作っていない方もあると考えます。また、休みが合わなくてできないとか、中には、ポイントを入れるカードや携帯電話を持っていない方もいるかもしれません。若い方だと写真さえあれば、携帯電話から申込みが今はできるようになっていると思います。広報紙を見ない方も、防災無線で流すことによって知る方も多いと思います。

いずれにしても、もう少し進めていかなければならないと思いますが、現在、また今後の取組についてお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 御質問にお答えいたします。

現在国では、マイナンバーカードを保険証としての利用をできるほか、給付金などがスムーズに受け取れる公金受取口座登録など、今後様々なことに利用できる幅を広げることで、利便性を高めております。また、9月末までにマイナンバーカードを申請された方に対し、買物等に使用できる最大で2万円分のマイナポイントを付与する事業を実施し、普及促進を促しております。

町におきましても、マイナンバーカードの普及促進の取組といたしまして、広報や防災無線で町民の皆様に周知するとともに、マイナンバーカードの受付窓口の職員の増員、指定した曜日の時間外や休日に予約制でカードの申請受付、マイナポイントの申請など受付体制の拡充を図り、普及促進を強化しております。

また、9月を町独自のキャンペーン期間といたしまして、民間と協力し、マイナポイントが付与できるキャッシュレス決済サービスの一つでもあるWAONカードを無料で提供する事業を開始いたしました。マイナンバーカードの申請時にWAONカードを無償で提供し、マイナンバーカードの交付手続と同時にマイナポイントの手続を行うことで、特に高齢者の方など、現時点でキャッシュレス決済サービスができる手段を持っていない方には有効なサービスであり、普及促進につなげてまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードには高いセキュリティーが確保されておりますが、個人情報などの面に心理的に不安なイメージの払拭も大事だと考えております。

今後につきましても、マイナンバーカードを活用の場が増える機会などに合わせまして、カードの利便性ととも安全性について正確な情報を周知し、また、合わせまして対応職員の教育を徹底し質の向上を図り、町民の不安を招かぬよう、これまで以上に普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 石山町民課長、ありがとうございました。

今では、何でもカードの時代になりました。それと、携帯電話さえあれば買物もできる時代です。でも、なかなか高齢者の方はカード等が信用できず、また使いこなせない方も

まだまだおられます。

河内町としていろいろと努力していただいていることは分かりました。個人情報知られてしまうという不安を払拭することが、大きな課題だと思います。安全であることを理解していただければ、もう少し進むのではと考えております。今後できるだけ住民に分かりやすく多くの情報を周知して、少しでも多くの方がマイナンバーを作っていただけるようによろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化における町の対応についてお伺いいたします。

令和5年4月新組合の設立を目指し、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合の複合化の準備が進められています。

そこで今回は、ごみと資源の出し方についてお伺いいたします。

ごみと資源の出し方や収集・回収などは、各市町村によって異なる状況があると考えます。令和5年新組合が設立された後、現在の収集・回収や金額などにおいて、町民サービスに影響があるのでしょうか。野澤町長にお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

議員も御承知のように、来年4月から統合という計画がなされておりまして、まだまだ具体的な説明が、全議員とか各地区でなされていないというのが現状でもあります。

私が考えるところ、それには四つぐらいの課題があると思っております。まず一つは、地域手当の調整をどうするかというのが一つです。もう一つは、職員の生涯賃金の是正の方法が示されていません。そして、議員の定数を幾つにするかも決まっておりません。そして、各自治体の負担金額の推移をまだ検証されていないということがありますので、なかなか来年4月にスムーズにこの3組合統合ができるかどうかというのは、まだまだハードルが高いのかなというふうに思っております。

その中で、もし3組合が統合に至るといことになりましても、当面の間、ごみ行政に関しましては従来どおりというふうに認識もしております。そして、ごみの問題というのは、今、この自治体の中で四つのごみ処理場がありますね。阿見町に一つ、そして牛久市、そして我々が入っている龍ヶ崎地方塵芥処理組合、そして江戸崎地方衛生土木組合と、四つを二つにするというような形で将来進むというふうなお話はお伺いしておりますけれども、これは統合の後に事務レベルで、ごみに対しては3年から5年かけて、いろんな書類から各視察なんか行って検証して、その後またさらに5年、10年かかるというふうな認識をしておりますので、まだまだごみ行政に関しては現状のまま推移をしていって、少しずつ統合が進めば、その後また再度レベルアップした形で方向性が出るかなというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 野澤町長、丁寧な説明、ありがとうございました。

3組合統合・複合化によって、先ほど町長もおっしゃっていましたが、町の負担金が増えることとか、そういったことは私たちも心配しております。ただ、今町長がおっしゃっていたように、住民サービス、ごみの袋の値段とかが当面変わらないということで、今後も住民のことをしっかり考えて行動をよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（牧山龍雄君） 次に、佐川洋司君、登壇願います。

〔2番佐川洋司君登壇〕

○2番（佐川洋司君） 改めましておはようございます。2番、佐川洋司です。よろしくお願いいたします。

御存じでしょうか。1,291種類のコロナワクチンの有害事象リストの一部が公開されています。創価系企業のファイザーです。ファイザーは、2021年4月には国に提出していました。また、新型コロナワクチン健康被害救済制度がありますが、ワクチンとの因果関係を判断する組織で、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）調査会です。毎月開催されているんですが、審議参加委員への、関連企業、例えばファイザー、武田薬品、アストロゼネカなどの製造販売業者からの寄附金、講演料の受取りについて、通帳、源泉徴収票などにより正しい内容を申告されますよという議事録があります。金額は50万円以下、50万円から500万円以下となっています。皆さんはどうお考えでしょうか。

それでは、これより町民の目線に立った質問をさせていただきます。簡潔な御返答をよろしくお願い申し上げます。では、通告に従い、一般質問を行います。

新型コロナワクチンについてです。全て町民にとって安心安全に関わる優先事項です。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 質問に入ります。

新型コロナワクチン接種については、私は昨年的一般質問において、治験中であり、安全性の証明がされていないこと。遺伝子ワクチンの特有の危険性が指摘されていること。同調圧力が働くおそれがあること。特に若年者や子供は、周囲の大人の判断、指示に従わざるを得ないことなどを理由に、重篤化がまれな若年者、子供にまで接種対象を拡大することは強く反対すると表明しました。そして町の判断を求めましたが、残念ながら理解を得られず、そのまま実施され、現在に至ります。

しかし、今日、ワクチン接種による被害状況が次々に明らかになってきましたが、極めて深刻な状況と言わざるを得ません。町民の健康、生命に直結する重大な問題です。世界最高峰の医学博士・医師等の分析、治験内容を含む国内外の資料を2点提出しました。御精読の上、今後の方針をお聞かせください。

また、国の救済制度である新型コロナワクチン被害救済制度を町民が適切に利用できるよう、町も具体的な協力、周知や被害状況の把握、申告手続の説明や助言などをするべきであると思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） ちょっとその前に、マスクをかけて質問していただきたいと思います。

それでは、石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種は、国の指針に基づいて実施しております。ワクチンの有効性につきましては、厚生労働省からは「日本で接種が行われている新型コロナワクチンは時間の経過とともに感染予防効果や発症予防効果が徐々に低下する可能性はありますが、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また感染や重症化を予防する効果も確認されております」と示されており、町としても同様の認識でおります。

このことから、町といたしましては、コロナワクチン接種を希望される方へ接種機会が提供できるような体制を引き続き整えていくとともに、ワクチン接種による予防効果とリスクについて、国等から示される情報等を遅滞なく町民の皆様提供してまいりたいと考えております。

ワクチン接種後の副反応についてでございますが、国でもお示ししているように、接種後には副反応を生じることがあり、この副反応を完全になくすということは困難でございます。接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して、接種の是非を判断する必要がございます。

また、ワクチン接種者の副反応に関する相談窓口について、町民の方から問い合わせがあった場合には、かかりつけ医の相談を御案内するとともに、茨城県が設置している新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口を御案内しております。また、この新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口につきましては、接種券に同封していますお知らせに掲載とともに、町のホームページ等で周知を努めております。

御質問にありました予防接種健康被害救済制度につきましては、全国統一の法的救済措置として予防接種法に基づく制度でございます。まず、申請を町で受け、町に設置される予防接種健康被害調査委員会を経て、茨城県を経由し、さらに国へ進達され、国の疾病障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係が認められた場合、厚生労働大臣がそれを認定し、給付がされます。審議結果につきましては、厚生労働省ホームページ「疾病障害認定審査会感染症予防接種審査分科会」において公表されております。

町といたしましては、予防接種健康被害救済制度の申請に関しましては、遅滞なく手続を行うとともに、町民の皆様には重要な情報でもございますので、引き続き、町民の皆様へ当制度についての情報をお伝えしてまいります。

接種は、決して強制ではありません。接種を受ける方御自身が、内容や情報をよく理解した上で判断していただきたいと思います。今後も、町民の皆様には、うがい、手洗い、部屋の換気など、基本的な感染防止対策を引き続き行っていただきたいと思います。

また、人権の観点からも、打たない方への偏見や差別などはあってはならないと考えております。インターネット、SNS等では、感染者、ワクチン等に関する不確かな情報、誹謗中傷などがあふれております。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静な行動をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） 資料を提出したんですが、そのことについては何もちょっと触れられていないので、私のほうから話したいと思います。

COVID-19ワクチンを直接の原因とする死亡、種々の疾病、流産などが世界中でおびただしい数に上っていることが、医師、科学者等の調査で判明しており、実情は悲惨極まりないものです。関係科学論文は1,000通を超えています。各国の良識ある医師や研究者は、COVID-19ワクチンの実質的危険性を訴え、直接接種しないよう警告しています。そして、多くの医療関係者が接種を拒否しています。中でも、HIVの発見でノーベル医学賞を受賞したリュック・モンタニエ博士は、これは人類にとって最大のリスクであり、人類史上最大のジェノサイド、つまりナチスドイツの人類大虐殺のリスクであると警告したことはよく知られています。

国内では、東北有志医師の会が、仙台市広瀬通りの電光掲示板に赤色画面で「打たないで！新型コロナワクチンをこれ以上接種してはいけません」という警告文を出しています。北海道の大規模グループ札幌禎心会病院が公式ホームページを更新して、4回目の接種を中止すると発表しました。全国有志看護師の会も臨床現場を通じて接種後の健康被害を実感しており、「「もうこれ以上の」コロナワクチン接種はしないほうがよい」「現状の有効性や安全性に欠けるものを未来ある子ども達に接種することに断固反対します」と、緊急声明をネット上で発表しました。

しかし、テレビなどの主流メディアは、被害の確かな証拠が次々に明らかにされている現在もなお、ワクチンの危険性について報道せず、重要なデータを隠蔽しています。

私は、接種の開始当初より、町長と町民課の責任者に対し、ワクチンが治験中、つまり人体実験中であることや、mRNAワクチンの危険性などの理由から、接種について注意喚起を行うよう求めてきました。また、若年者への接種には強く反対しました。

そして今回は、人類史上例のない悲惨な結果をもたらしているワクチンについて、ウラジミール・ゼブ・ゼレンコ博士が法廷で証言した内容、コロナワクチン、史上最大のジェノサイドなどの資料を町長、町民課の双方に提出して御精読をお願いしました。しかし、町長と町民課は、どのような資料を示されようが、町は国が出す情報以外は発信しない。

国の方針に従うと明言しました。したがって、世界中で悲惨な結果を見ている現状においても、これまでどおり町は接種を積極的に推進することは明らかで、その理由は、町民も自分で調べることができる、あくまでも任意接種なのだからということでした。

高齢者が多い河内町で、インターネットで情報収集ができる人がどれだけいるのでしょうか。被害の実情を何も知らされず、任意接種と言えるのでしょうか。私は、ワクチンの失敗を認識している一人の人間として、この事実を何としてでも暴露する義務と責任があると考えます。しかも、この国がこのような深刻な被害を国民に知らせることなく、ワクチン接種を推進することは違法との認識に至っております。

最後に、なぜ危険なのか、東北有志医師の会の警告文を抜粋して、私の質問を終わりたいと思います。「接種すればするほど身体の免疫系の異常が起きるため、感染しやすく、重症化リスクが高くなります。癌や自己免疫疾患に罹ってしまう危険性があります。世界一陽性率が高くなったのも、ワクチン接種率が高いからです。逆に感染増強抗体が産生され、更に感染しやすくなります。欧州やイスラエルなどは、ほぼ接種を中止しています」。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。7番諸岡周示です。農家の皆さんにおいては、稲の刈り入れも終盤を迎えて、忙しい毎日を過ごされているのではないのでしょうか。

先日、テレビ等々でたくさん報道されました、静岡県で園児が送迎バスに取り残されて、熱射病により亡くなられた事故がありました。非常に痛ましい事故であります。私も小さい孫がいますので、本当にあのニュースを見ると、見るたびに心が痛んでたまりません。二度とないように、注意を払わなければならないのかなと考えております。二重、三重のチェックをしても、そして、ちょっとした不注意、確認不足から起こったのではないかなと私は思います。

そんな中で、今、台風14号が南西諸島辺りから発生して、これから台風シーズンにも入り、天気予報にも毎日耳を傾けていることと思いますが、先ほど佐川議員もコロナのことがありましたけれども、いまだに終息の見えない新型コロナウイルス感染症予防対策にも注意を払わなければなりません。

そのようなことから、本日の質問は、再度、防災対策における初歩的な対策や体制のことや、基幹産業である農業振興策において生産資材の高騰や、以前にも質問をいたしました、担い手育成、そしてその確保の支援について質問をいたします。また、昨年3月に作成された、まち・ひと・しごと創生河内町総合戦略第2期について質問をさせていただきたいと思います。

詳細については自席にて行いますので、担当課長、そして野澤町長には丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず、防災対策について質問をいたします。

皆さん御承知のとおり、この防災ガイドブック及びハザードマップが各戸に配布されました。早急な発刊を毎年のように要望して質問させていただきまして、令和2年8月に策定され、そして各戸に配布されました。その後、2年がたちました。

区長会などでもお話をされていると思いますが、この防災ガイドブック、全戸配布とはいえ、内容をどこまで住民の皆さんが熟読・周知されているか、私は常々疑問を感じております。そして、私が考えるに、民生委員などの会議や区長会での旧村単位での防災ガイドブックの定期的な研修会や講習会を開いてはどうかというふうなことを考えます。それも、やはり自助・共助・公助とありますけれども、やはり公助の面、行政側からもう一歩少し後押しをしていけば、今、少しずつ自主防災組織が立ち上がろうとしている現状でも、これを基に参考になってくるのではないかと考えます。

そして、独り住まいの方々でも、そのようなことをやれば把握ができるのではないかと考えますけれども、その辺を総務課の危機管理監にお尋ねしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、河内町は防災対策をまとめた河内町防災ガイドブック、これは永久保存版で作成しました。また、河内町の洪水時の浸水予測をまとめた、また、さらに裏面には、近隣市町村の広域避難所を表示した河内町洪水ハザードマップを、令和2年8月に町内御家庭に全戸配布いたしました。

御質問にありましたように、今までも区長会議をはじめ民生委員の会議、自主防災組織、御依頼があった地区へは出向きまして出前講座なども継続してまいりました。しかし、まだまだ十分とは言えない状況です。しかし、これを推奨しながら、共助の必要性が少しずつ上がってきたのも事実です。

自主防災組織も、先ほど議員がおっしゃられたとおり、徐々に増えてきています。これからも、自助をまず第一として考えながら「ご近助精神（ごきんじょせいしん）」、「ご近助」のご近助は普通のご近所という意味もありますが、近く助ける意識で防災グループは進めていきます。それをさらに根づかせていきたいと考えております。

今後もガイドブックの内容を理解していただくよう、先ほどおっしゃっていただきました、旧村単位で説明会を開催することや、区長さんの要望で、今までどおり要望にお応えできるよう計画していきたいと思っております。

また、令和4年度の河内町総合防災訓練は、洪水を想定し、広域避難所を住民参加型で行うことを計画しております。その際、レベル3「高齢者等避難」の防災無線で防災ガイドブック内のマイ・タイムラインの欄がありますが、あそこを住民に確認していただくことを訓練工程にも盛り込んでおります。

ガイドブックを少しでも住民の身近なものとし、家族で防災の話合いができる防災読本にしていだけるよう、これからも取り組んでまいる所存です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

今、危機管理監が自助という話をされましたけれども、実は3週間前ぐらいですか、私の家の近くで独り住まいの方が、毎日夜が暗くてどうしているんだろうというような、近所の方が私の家に電話を入れてくれまして、夜が遅かったものですから、次の日見に行きまして、隣の家に出向きまして、隣の家はどうなっているんだという話をさせてもらったところ、いろいろよく調べて身寄りに電話したならば入院しているということが、そこで初めて分かったわけなんですけれども、台風や大雨によって河内町は洪水が発生すると、町は甚大な被害が出る可能性があります。そして、こまめに気象情報の確認をしなければなりませんけれども、もう避難準備から、いざ避難情報が発令されたとき、町はどのような対応をするのか。そして、先ほど独り住まいの話をしましたけれども、その独り住まいの身寄りの方をどのようにするのか。あってはならない災害について、その体制づくりが私は重要だと考えます。

先ほど、危機管理監も私も言いましたけれども、自主防災組織、私のほうも近々立ち上げようと思っておりますけれども、その辺の問題をもっともっと考えなければならないと思っておりますけれども、その辺を危機管理監にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） お答えいたします。

気象情報と住民避難については、利根川下流河川事務所、それと水戸气象台との連携を図りながら、総務課一丸となって取り組んでいるところであります。具体的には、河内町の避難情報は、利根川上流、利根町の押付水位観測所の水位で町民に情報を発信することとしています。具体的に言いますと、水防団待機水位が3.1メートル、警戒レベル3の高齢者等避難が5.75メートル、レベル4の避難指示、これは国からも全員避難、このレベル4で全員避難させるようにして欲しいということですが、これが7.1メートル。それから最後に、レベル5、緊急安全確保、これが7.8メートルが基準となっております。

そして、高齢者等避難からは、防災無線やホームページ等で町民の皆様へ向け周知をしていきます。その際は、避難所の開設と同時進行でいかなければ意味がありませんので、それもマニュアルに組み込んで実施する方向であります。一般の方々も、この高齢者等避難の防災無線で避難のスイッチを入れていただくよう、これからも進めていきたいと思っております。

また、広域避難の場合は、数日前から担当課レベルで、台風が来る前ですね、連絡を取り合いながら行っております。現在も5日前に台風が接近する予報が出ますので、そのタ

イミグで市町村と話し合いをしております。最終的には、首長間で確認をしていただき、避難情報の発令となり、防災無線の周知となっていくものです。

いずれにしましても、避難情報はいつ出るかわかりませんので、空振りを恐れることなく、夜間に水位が上がってしまっても情報を入れても二次災害の危険がありますので、そのときには日没前の明るい段階で周知できるようにしていきます。

また、災害時に被害を受けやすい、先ほど議員のほうからも話がありましたけれども、ひとり暮らしのお年寄りや災害弱者に関しましては、これからも福祉課や民生委員と協力し、消防団、消防署、そして一番大切なのは周囲の方々が助け合うということだと思っています。声かけ避難、顔の見える関係づくりを、これからも推奨してまいります。

そして、避難所に行く手段のない方については、臨時バスを町内4ルート、4コースに分けて避難所へ搬送する仕組みもできております。洪水ハザードマップにバス停も記載しておりますので、ぜひ御確認いただきたいと思っております。今回の総合防災訓練でも臨時バスを走らせて、住民を避難所に搬送する。それも盛り込んでおります。

いずれにしましても、近所の御協力が、例えば、私たちも逃げるからおばあちゃん逃げようよ、そういったような近所の協力が大事になってきます。区長を中心に、誰が声をかけるのか、事前に決めておくような支援体制が必要です。それらが自主防災組織をつくることに発展していき、役割分担ができたときに即効性があるものにつながっていくものと私は思っております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） これからも、自助・共助・公助の推進を、もっともっと総務課を中心にやっていただければと思います。

次に、私が以前ちょっと提案して立ち上がったんじゃないかと思いますが、災害応急復旧建設業協会について質問をいたします。

この協会は、今後どのような活動をするのか。災害が起きてから活動をするのか。それとも、台風など予想される前からこの協会が動くのか。私、この間のヒアリングでも話しましたがけれども、総務課などに答弁をいただきますけれども、連動しながら、やっぱり減災に通じるようなことをやっていただかなければならないのかなと考えますけれども、まず都市整備課長にお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

現在、河内町では、町内建設業者等事業者18事業者それぞれの方々と、災害が発生、または発生するおそれがある場合、応急復旧業務の実施に関し協定を締結しております。目的については、地震、風水害、その他の災害時における町民の生命、身体及び財産の保護、並びに町民生活の安全の確保に必要な応急復旧業務について、町が行う災害対策活動に協

定締結業者が支援、協力することにより、町内の被害拡大を防止することを目的としております。

内容につきましては、住居等建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業、災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業、町が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業、町が管理する道路水路等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業、その他必要とされる応急復旧作業となっております。

今回、個別に賛同していただいた18事業所で組織し、発足したものが、河内町災害応急復旧建設業協会でございます。

どのような活動をするのかとの御質問ですが、基本的には先ほど申し上げた内容と同様となっておりますが、例えば、地震災害は事前に予測することが不可能ですが、各地区で災害発生後に、近くの建設業者が迅速に道路などの応急復旧活動を行うことにより、町内の被害拡大防止を図ることができると考えております。また、台風など風水害については、ある程度の予測が可能のため、協定書にも記載されておりますが、災害が発生または発生するおそれがある場合とされており、事前に協力体制を整え、町内の被害拡大防止に少しでも対応していきたいと考えております。

なお、災害対応については、防災担当であります総務課をはじめ、関係各課と連携を図り、被害を最小限に抑えられるよう対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、農業振興策について質問いたします。

河内町の基幹産業である農業ですけれども、原油価格の高騰や物流費上昇などに伴う農業生産資材の高騰により、生産コストが確実に上昇して、米や野菜価格の全般的な低迷と相まって農業所得、要は手取りですね、大幅に減少しております。

今後、このような状況がさらに続くと、農業経営に多大な影響を及ぼすと考えます。さらに、農家の生産意欲の減退にも極めて深刻な状況であり、国が緊急支援としている肥料価格高騰対策事業が創設されようとしていますけれども、町単独でも、これ以前から町長とか担当課にお願いしているんですよ。支援ができないものか、今回補正にも上げられていますけれども、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援ができないものか、まず担当課長、そして担当課長が終わったら町長にも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

河内町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、諸岡議員の御質問にもありますように、

原油価格や物価の高騰に伴う生産コストの上昇によって大きな影響を受けている中で、そのコストの上昇分を価格に転嫁することがなかなかできないということもあり、農業経営は非常に厳しい状況になっているところでございます。

このような中、国では肥料価格高騰対策事業として、化学肥料軽減の取組を行った上で、上昇した肥料費の7割を補助することで、農業経営に及ぼす影響の緩和を図ろうとしているところでございます。

これまで、町では物価高騰に対する支援策といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、農業用機械導入補助事業の予算額を増額し、より多くの農業者の方々が補助金を活用できるように対応してまいりました。しかしながら、物価高騰や農産物の価格低迷など、先行きが不安な状況が影響したのではないかと考えておりますが、想定したほどの申請がございませんでした。

この状況を踏まえまして、物価高騰に苦しむ農業者を広く支援するため、今回の定例会に、燃油価格等高騰緊急対策支援事業補助金として補正予算案に計上させていただいております。

この、燃油価格等高騰緊急対策支援事業補助金は、先ほどの農業用機械導入補助事業の余剰分を主な財源として組替えて行うもので、農業経営における光熱動力費の上昇に対し補助金を交付するものでございます。

補助対象者は、令和4年4月1日現在で町内に住所を有する個人、または主たる事業所を有する法人で、今後も農業経営を継続する意思があること。令和4年8月1日までに営農計画書を提出していること。農作物を生産し販売または出荷していること。経営耕地面積が30アール以上、または販売金額が50万円以上であることという四つの条件を満たす農業者としておりまして、補助額は作物ごとに区分いたしまして、10アール当たり、水稻、大豆、飼料作物については1,300円、麦は500円、露地野菜は4,000円、加温施設を有する施設栽培で花卉については21万円、野菜については8万円、畜産で肥育牛については1頭当たり2,600円を補助するものでございます。

緊急的な対応ではございますが、この補助事業によって町内農業者の経営安定につながればと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

ただいま課長のほうから細かい説明はあったと思いますけれども、その中でやはり生産資材の高騰というのは極めて大きいのかなというふうに認識もしておりますし、国の緊急支援だけではまず足りないというのも現状であります。農業者がこの危機を乗り越えるためには、安定した経営をすることが必要だと考えますので、近隣の市町村では肥料価格に対する補助をするという自治体もありますが、河内町としましては幅広く公平に支援する

という考えから、燃油価格に対する支援ということを決めさせていただきました。残念ながら、機械の補助は人数が少なかったということで、その分を回せるということもありますし、機械の補助は来年度も継続しますので、一度は必ずもらえるような制度とします。

そして、今回の補助に関しましては、10月から12月ぐらいに申請の受付をさせていただきます。申請が終わりましたら、来年2月ぐらいを目標にお支払いをしていきたいというふうに思っておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ぜひとも今以上に、町当局がおかれましてはお願いしたいと思っております。

続いて、担い手育成やその確保の農業者支援体制について質問をいたします。

これも以前、私がちょっと質問をして、ある程度成果は出ているのかなと思っておりますけれども、カメムシ防除による薬剤散布の補助金や、ハード面では先ほど町長と農政課長が言われたように、機械購入の補助金制度も今年度から始まったと、一歩進んだと思っております。

しかしながら、この農業経営には非常に厳しい環境、先ほど言いましたように、あります。これから集積化や集約化にさらなる促進を促して効率のよい農業を進めないと、生産意欲の減退が進み、耕作放棄地の荒野原になってしまうと私は考えます。

そんな中で、KYAPというクラブが今年……ちょっと私、こういうものもあったのかなというのを知ったんですけれども、河内町の農業を担う青年農業者の組織だそうなんですけれども、私は、これから農業をやろうとしているそういう組織に、何とか別の優遇措置や支援を考えてはどうかと思うんですけれども、早急な対策をしてほしいと、これお願いなんですけれども、担当課長にその辺をお尋ねしたいと思っております。

○議長（牧山龍雄君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 御質問にお答えいたします。

初めに、河内町の青年農業者の組織であります、KYAPクラブについて御説明をさせていただきます。

KYAPとは、Kawachi・Young・Agriculture・Professionalの頭文字を取ったもので、平成8年に設立した青年農業者の組織でございます。活動内容といたしましては、町内の青年農業者同士の交流、情報交換、先進地の視察研修や他の地域の同種の団体との交流などを行っております。現在27歳から53歳までの方で17人の農業者が加入しております。

御質問の組織への優遇措置や支援についてお答えいたします。

町からの支援といたしましては、これまで加入者の会費と認定農業者協議会からの補助金で組織の運営を行ってまいりましたが、今年度より活動支援といたしまして、町から10万円の活動補助金を交付させていただいております。また、国や県などの補助事業や研修会等に関する情報提供を行いまして、加入者の補助金活用や営農技術の向上を支援しており

ます。

年々担い手の減少、高齢化が進む中で、5年先、10年先の河内町の農業を支える青年農業者の育成に向けて、組織の支援等について今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 何回も言うようですけれども、河内町の基幹産業は農業であります。何とぞ多大なる予算を、今後ともよろしくお願いします。

最後に、第2期河内町総合戦略について質問をいたします。

前町長のときの3月に、このような総合戦略のものが発行され、私どもにも配られましたけれども、河内町総合戦略実行プロジェクトチームというようなことがあるそうですけれども、町長を中心にいろんなことをやるというようなことですけれども、私は、そこに外部の専門家も入れた実行支援も協力してということも推進できるのではないかと思いますけれども、今年、まち・ひと・しごと創生有識者会議というような発足もしましたけれども、なかなか役場職員だけでは今の現状を、今後見出すことは難しいのではないかと考えます。

今年、これはこの2期の総合戦略の3年目を迎えて半年が過ぎようとしていますけれども、もう少し実効性のあるプロジェクトチームを推進してはどうかと考えなければならぬと思いますけれども、野澤町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。以前、令和2年にもこの質問を受けて、担当課のほうで質問を答弁させていただいたというふうに思います。

この制度は、平成26年度に国が制定したまち・ひと・しごと創生法に基づいて、これから加速的に進むことが見込まれる人口減少対策への具体的な施策が、各市町村においてやりなさいということが義務づけをされまして、平成27年度に策定に至ったということが経緯でもございます。

諸岡議員の質問にありますように、今回第2期ということで、総合戦略実行のプロジェクトチームをつくったらどうかということでもございますが、やはり本庁の組織というのは極めて規模が小さいということもありまして、各課の連携も安易に図れるということもございます。

そして、令和2年に計画をしまして、令和3年度が1年目です。そして今年度、令和4年度というのは、来年3月までにこの達成度をどうなったかというのが確認されるということで、その確認されたものを判断しながら、これからの総合戦略のプロジェクトチームを具体的に立ち上げるかどうかというのを検討させていただければというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、プロジェクトチームを立ち上げるという話もありますけれども、ちょっと前段の質問とかぶりますけれども、各テーマのアクションプランについて、今後、達成度を検証するというようなことで町長が答弁されましたけれども、今年から過疎指定にされましたので、よりそのことが重要ではないかと私は考えます。

この総合戦略は、基本目標として四つありますね。一つ、安定した雇用を創出する、二つ目、定住促進・豊かなくらしづくり、3番目として、教育・子育てに特色のあるまちづくり、そして、時代にあった地域づくり、安心なくらしを守るとともに地域と地域を連携するというようなことでございますけれども、そのアクションプランの見直しを今後、結果によっては考えてみてはどうかというようなことが私は重要だと思いますけれども、その辺、野澤町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） それではお答えします。

ただいまの質問でございますけれども、河内町の総合戦略ということで、これは具体的には、人口減少対策への具体的な施策を国が義務づけたということで進んでまいりましたけれども、今年4月から過疎ということで指定がなされました。そして、今回の議案の中にも過疎地域持続的発展計画ということで盛り込んでおりまして、これが承認可決されましたら、国の各省庁に提出をして順次、進めるというような計画にもなります。

その中で、諸岡議員がおっしゃったように、1から4番まで、基本的には安定した雇用、そして定住促進、教育・子育て、時代に合った地域づくりというのが基本目標というのは、これは変わらない基本目標でありまして、第5次総合計画の基本計画との整合性というものを図りまして、質の高い行政サービスの提供をしなければいけない。そして、積極的な行財政改革に取り組むことが必要であるというふうに考えております。

また、地域の持続的発展の基本目標というものを定めながら、公共施設、そして移住定住、地域間の交流の促進、交通整備、そして交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、福祉サービスの向上、医療の確保など、様々な分野においてこれから移行していくというふうな形になりますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 一応質問は終わりますけれども、町長言われたように、私何回も言っていますが、執行部の皆さんにおかれましては、町民の皆さんが、ああこの頃職員頑張っているねと、変わってきたねというような声をもっともって聞こえるようなまちづくりをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） ここで暫時休憩いたします。

10分間の休憩といたします。再開は11時半といたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

○議長（牧山龍雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、服部 隆君、登壇願います。

〔8番服部 隆君登壇〕

○8番（服部 隆君） 皆さんこんにちは、8番服部 隆です。今年の夏も厳しい暑さで、そして雨の多い中、稲刈り作業も大変だったと思います。

それでは通告に従い、2件の質問をしたいと思います。

私はあることから、ADHDといった言葉を目にしましたので調べてみたところ、これは、不注意、多動性及び衝動性の三つの特性を中心とした発達障害ということでした。このADHDにつきまして、こども園及び学園でどのように対処しているのか。

また二つ目に、野澤町長におかれましては、町長に就任しまして1年半近くなるろうとしています。町におきましていろいろ対策をしている中で重大事項であります、人口減少、農業問題について質問させていただきます。

詳細につきましては自席でいたしたいので、教育長、町長にはよろしく願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） それでは最初の質問であります、ADHDについて質問をいたします。

ADHDは、不注意、多動性、衝動性といった症状が見られる障害です。その特性により、授業中に集中し続けることが難しい、外からの刺激などですぐに気がそれてしまうなどの特徴があるそうです。

人口調査によると、子供の約5%、大人の約2.5%に症状があるとされております。こういった特徴を有する要因として、遺伝や環境の影響を指摘する研究もあります。育て方が悪い、しつけが悪いということではなく、様々な要因が影響し合って現在の症状があると思われれます。

生まれつきの精神疾患の一つとされているということですが、教育委員会ではどのように考えているのか、また、こども園、かわち学園におきましては、その3症状に該当するのではと考えられる子がいるのか、教育長に答えられる範囲で教えてください。よろしく願います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 服部議員からの質問のADHD（注意欠如・多動症）は、生まれつきの精神疾患の一つとされているということですが、教育委員会としてはどのように考えているのか。また、こども園、かわち学園では、この三つの症状（不注意、多動性、衝動性）に該当する子供はいるのかについてお答えします。

まず、生まれつきの精神疾患かどうかにつきましては、子供一人一人によって、症状も

困り感も異なりますので、教育委員会としてはそのことを判断することは難しいです。ただ、その三つの症状について、周りの人の関わり方次第で、子供にとっての困り感は少しずつ軽減できると考えております。

また、こども園やかわち学園には、ADHDの三つの症状に該当するのではと考えられる子供はいるかについてです。この症状は、自閉症スペクトラムや学習障害と非常に似た症状でもありますし、診断には専門的な見識が必要となります。よって、具体的にお答えすることは難しいです。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。

では、教育委員会では、学園入学時に、こども園とか学園でいろいろな連絡事項を確認していると思いますが、その中でADHD関係が確認されているのか。そして現在、こども園及びかわち学園において、ADHDについてどのように対処指導しているのか、そして家庭における対処・指導支援などあればお聞きしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） かわち学園入学時に、こども園と学園でADHD関係が確認されているかの質問にお答えします。

教育委員会では、子供たちが学校生活に適応し、学習や生活が円滑にできるように、こども園と学園の園小連絡会を年に4回程度開催しております。教育委員会指導主事と特別支援教育担当者も参加しております。この連絡会では、ADHDに限らず、特別な支援が必要と思われる子供に関する情報交換も丁寧に行っています。

また、指導主事と特別支援教育担当者が、毎月1回ずつ二つのこども園を訪問して、困り感のある子供の様子を観察して、園の先生と対応の仕方などを話し合っています。かわち学園へ、その状況をつなぐこともあります。

次に、こども園やかわち学園ではどのような対処・指導をしているかの質問にお答えします。

こども園や学園では、注意や叱責をするよりも、望ましい方向を示したり、よい面を見つけて褒めたりを意識的に行っています。本人ができていることや努力していること、得意なこと、意欲的なことを認め、称賛し、自己肯定感が向上するようにしています。

かわち学園では、環境の面で黒板の周りの掲示物を最小限にとどめる。座席は窓際ではなく前のほうに配置する。授業では、タイムタイマーを使って、時間を視覚で捉えられるように工夫するなどの配慮をしています。また、特別な支援が必要と思われる子供のケース会議を開き、対応の仕方を話し合い、共有しています。そして、担任だけでなく、支援員も含めた全教職員で、その対応の仕方を共通実践しております。

こども園でも、担任の先生と副担任の先生が連携して、その子供に合った対応をしてい

ます。「こうなさい」のような指示ではなく、「どうしたらよいか」を問いかけ、その子供に考える時間を与えるようにしています。

こども園と学園では、ADHDに限らず特別な支援が必要な子供への対応では、美浦特別支援学校や臨床心理士、言語聴覚士など専門家の先生に定期的に訪問いただいて、見取りと対応の仕方を助言いただき、毎日の実践に生かしております。

次に、ADHDのある子供の家庭にどんな支援をしているかの質問にお答えします。

教育委員会では、就学前から、ADHDに限らず特別な支援が必要と思われる子供の保護者と教育相談を行っております。就学後も、必要に応じて教育相談を行っています。この教育相談では、保護者の抱えている悩みを受け止めるとともに、子供の自己肯定感を高める関わりや、その子供の困り感に対応した関わりを、家庭とこども園、学園が共通実践していけるように話し合っています。また、専門家の先生からの助言を保護者に伝えたり、時には専門家の先生から直接保護者にアドバイスをさせていただいたりすることもあります。

これからも、家庭とこども園、かわち学園、教育委員会の連携を密に図りながら、一人一人の子供の成長を応援してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。教育委員会でのADHDについての考え方、対処がよく分かりました。ADHDの子供たちは、わざとやっている、頑張りが足りないなどといった不思議な行動だと誤解される場合もありますので、こども園、学園、そして家庭と皆さんが注意して、自信を持って社会に対応できる状況をつくっていただきたいと思います。教育長、丁寧な御答弁ありがとうございます。

続きまして、町長、担当職員の皆様も町の重大事項であります、人口減少であります、河内町は、五霞町を抜いて茨城県で最下位になってしまいました。

全国的に人口減少が止まらない状況にあります、少しでも人口減少が止まるよう、若者が住み、住みやすい町にするための考えがあったらお聞かせください。

また、町の基幹産業である農業問題について伺います。

若い農業後継者が徐々に増えているようですが、現在、農業従事者は、高齢者が多いと思います。このままでは、数年後には耕作放棄地が増えると考えられます。この先、メガファーム的な農業経営を考えないと立ち行かない状況になってしまいます。

10年先、20年先を見据えた町長としての人口減少、農業問題について新しい考え等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） それでは、服部議員の質問にお答えします。

まず、1点目の人口減少ということで、河内町が県でも最下位になってしまったという

ことをごさいますけれども、この少子高齢化対策につきましても、特効薬はございません、残念ながら。しかしながら、何もしなければ人口減少に歯止めがかからないということも現実でありますので、先ほど諸岡議員の御質問にもありましたように、総合戦略、そして過疎の持続的発展計画を基に様々な施策を早急にスピード感を持って実行していくのが、人口減少に歯止めをかける特効薬の一つになるのではないかと自分では考えております。

その中には、移住・定住の促進ということで、大分補助金等の効果もあり、定住されている方もいらっしゃいます。また、学校教育の充実ということで、来年度には統合のこども園もできるということもありますし、ゼロ歳からの保育料の無償化、そして、給食費の継続的な無償、様々なことを町でもやっているつもりでもあります。また、次世代の育成資金の継続もしておりますし、今年度からは、図書館であったり、いろいろなものがこれから造られるということもありますので、そういうこともPRしながら、河内町に行ってみたいというような交流人口を増やししながら、住んでもらえる努力をしていくのが一番だというふうに思います。

今、河内町も様々な問題がありまして、これから少しずつ上を目指して行って、将来的には茨城県でナンバーワンの直売所を目指すぐらいのつもりでやっていきたいと思っておりますので、そういったことで人口減少が、皆さんで知恵を出しながら協力していくのが一番かなというふうに思います。

また、2番目の農業問題ということで、諸岡議員の質問ともかぶるところもありますけれども、2020年の統計によりますと、町の就農人口ですね、30歳から60歳で何と24%しかいないんです。60歳以上で75%ということで、本当に高齢化をしております。

そして面積で言いますと、2,800ヘクタールのうちに、3ヘクタール以下で経営している方というのが6割います。3から10ヘクタールで3割ということで、10ヘクタール以上やっている方というのは1割にも満たないというのが、町の今の現状ということになるということでございます。

そんな中、これだけ基盤整備をした優良農地が集まっているというのは、近隣の市町村を見てもなかなかない場所だと私は感じておりますので、これからは、農政課、そして農業委員会を中心に、人・農地プランというのが今やっておりますけれども、それが実質化が済んで、来年、再来年において、今度は地域計画ということで実行されます。これは、地域で話し合いを持っていただいたりということで、河内町が9ブロックに分かれた中で、いろんな話し合いを持って、集積化・集約化をしていくというのが一番大事なのかなというふうに思います。

その中で、米以外の高収益の作物であったり、補助金を活用しての大規模経営というのが、これから待たなしに必要になってくると思います。今の米の価格では、とても経営の収支のバランスは絶対に悪いということで、自分なりに2,800ヘクタール、いろんな条件を基に考えてみましたところ、やはり100ヘクタール以上の法人が各旧村単位で一つづ

ラスアルファぐらい、そして70から100ヘクタールが10個ぐらいの法人、そして70から50ヘクタールで15、また20ヘクタールから50ヘクタールで約20ぐらいの規模で、総合的には50法人ぐらいで組織をこれからはしていかないと、経営が立ち行かないと思います。

そういったことで、いいものを作って、米をこれからの町の主要な産業にさらに育てていくように、いろんな補助金等も使いながら、それ以上に何かこう施策ができるようなことを、皆さんからもアドバイスをいただきながら、そして国だとか県の支援もいただきながら、これから3年、5年で待たなしに来るこの高齢化の対策をぜひとも早目にやっていきたいと思いますので、皆さんからも何かいいいろんな情報であったりとか、アドバイスがあったら教えていただきながら、みんなで協力して、この河内の農業を守っていききたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。これからも町の人口も減り、農業の従事者も減って、耕作放棄地が増えて荒れた河内町にならないよう、誰でも住みやすいまちづくりに町執行部、議会ともに一致団結し、人口減少、農業問題に向けて頑張っていきたいよう。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（牧山龍雄君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程3、議案第1号 河内町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程4、議案第2号 河内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程6、議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第5号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程8、議案第6号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程9、議案第7号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程10、議案第8号 河内町教育委員会委員の任命についてを議

題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程11、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月8日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました、令和3年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長星野初英君登壇〕

○決算審査特別委員長（星野初英君） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る9月8日に開会されました令和4年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について審査の結果を御報告申し上げます。

認定第1号、令和3年度河内町一般会計歳入歳出決算、令和3年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算。認定第2号 令和3年度河内町水道事業会計決算、以上について、9月8日から9日の2日間、委員8名の出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

令和4年9月15日、決算審査特別委員会委員長星野初英。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号（1）令和3年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）令和3年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（3）令和3年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）令和3年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（5）令和3年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、（6）令和3年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 令和3年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程12、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和4年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員